

標 題：

英文鋼船規則B編及び水中検査暫定
規準の一部改正について

NK
テクニカル
インフォメーション

No. 89

平成2年9月28日

関係船主、造船所各位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、弊会は英文鋼船規則B編及び水中検査暫定規準の一部を改め、平成2年12月1日から施行することにいたしました。

先般、NKテクニカルインフォメーションNo.87（平成2年8月6日付）でお知らせいたしましたように、和文鋼船規則B編の一部改正により本年10月1日から日本籍船舶の船底検査が定期検査及び第1種中間検査から分離独立することになりました。

今回の改正は、日本籍以外の船舶に対する船底検査並びに水中検査の取扱いを、上記日本籍船舶に対するそれらと整合させることを目的としたもので、改正の要点は、船底検査を定期検査から分離独立させたことであります。

改正の概要は次の通りです。

(1) 船底検査の時期

定期検査の時期と無関係に、前回の船底検査終了の日から30箇月を超えない時期としました。

但し、いかなる5年間においても少なくとも2回の船底検査を行うことを条件として追加しました。

(2) 船底検査の時期の延期

現状確認検査の上で弊会の承認を得た場合には、前々回の船底検査終了の日から5年を超えないことを条件に、6箇月以内の範囲で延期を可能としました。

(3) 水中検査の取り扱い

上架又はドック入れの代替としての水中検査を適用できる船舶の条件を、原則として船齢については15年以下、又、船の長さについては200m以上としました。

船底検査の代替としての水中検査は、従来定期検査の一部として要求される船底検査には適用できませんでしたが、連続して代替しない限りは適用可能としました。

今回の改正規則は、1990年度版英文鋼船規則集の一部改正として11月中旬に発行の予定となっております。尚、改正規則の詳細な内容についてのお問い合わせは本部技師長付宛お願い申し上げます。

敬 具